平成２４年（家）第１８号
鳥取県八頭郡八頭町安井宿973番地
申立人　尾﨑　初子
本籍静岡県浜松市北区引佐町奥山1806番地21、最後の住所鳥取県鳥取市河原町渡一木156番地１グループホームわかばの家河原、死亡の場所鳥取県鳥取市、死亡年月日平成23年10月７日、出生の場所静岡県引佐郡奥山村、出生年月日大正12年４月２日、職業無職
被相続人　亡　野末はつゑ
鳥取県鳥取市河原町渡一木90番地
相続財産管理人　山根眞知子
鳥取家庭裁判所

相続財産管理人の再選任

次の被相続人について、従前の相続財産管理人が死亡したので、その相続財産の管理人を次のとおり再選任した。
平成２１年（家）第２４２５号
申立人　職権
本籍名古屋市東区泉１丁目2304番地、最後の住所名古屋市緑区平手北２丁目1029番地、死亡の場所名古屋市天白区、死亡年月日推定平成20年３月31日、出生の場所名古屋市東区、出生年月日昭和16年８月26日、職業不詳
被相続人　亡　山田　基夫
名古屋市中区丸の内３―21―25　清風ビル５階ジェイ・ユー・エヌ服部順法律事務所
相続財産管理人　弁護士　服部　　順
名古屋家庭裁判所

公示催告

平成２３年（へ）第１号
次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。
奈良市芝辻町４丁目10番地の24
申立人　上村惠美子
権利の届出の終期　平成24年６月15日
平成24年２月３日　　吉野簡易裁判所

（別紙）　目　録
１　土地
⑴所在　奈良県吉野郡吉野町大字小名
地番　1424番１
地目　山林
地積　5639平方メートル
⑵所在　奈良県吉野郡吉野町大字小名
地番　1424番３
地目　畑
地積　227平方メートル
２　登記年月日受付番号
奈良地方法務局五條支局昭和60年８月19日受付第1413号
３　登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定登記
原因　昭和60年８月８日設定
目的　竹木所有
存続期間　20年
地代　無償
地上権者　京都市西京区山田平尾町51番地の17
持分４分の１　今井　　洋
京都市左京区岩倉南大鷺町55番地２
持分４分の１　山田　　昇

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。
平成２３年（家）第２３６５号
大分市南津留６番11号
申立人　佐藤　久住
本籍大分市大字皆春295番地、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　佐藤　嘉一
昭和２年２月13日生
公示催告期間満了日　平成24年９月10日
大分家庭裁判所
平成２３年（家）第６７９号
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村2850番地５
申立人　佐々木　健
本籍宮崎県都城市山之口町花木233番地、最後の住所宮崎県都城市山之口町花木721番地１
不在者　川内　聖平
昭和15年３月26日生
公示催告期間満了日　平成24年９月20日
宮崎家庭裁判所都城支部
平成２３年（家）第７４号
兵庫県神戸市西区井吹台西町１丁目７番地９―805号
申立人　上里百合子
本籍鹿児島県大島郡瀬戸内町大字節子1231番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　上里ハナ子
大正14年３月１日生
公示催告期間満了日　平成24年９月10日
鹿児島家庭裁判所名瀬支部
平成２３年（家）第２０４号
東京都江東区辰巳１丁目10番68―103号
申立人　小菅　征巳
本籍茨城県つくばみらい市小絹899番地、最後の住所茨城県つくばみらい市小絹692番地２
不在者　小菅　任弘
昭和18年７月10日生
公示催告期間満了日　平成24年９月30日
水戸家庭裁判所土浦支部
平成２３年（家）第１４４４号
埼玉県さいたま市北区奈良町136番地51　９号棟303号
申立人　大川　聡子
本籍埼玉県上尾市本町５丁目４番、最後の住所埼玉県上尾市本町５丁目４番27号
不在者　大川　光弘
昭和39年４月７日生
公示催告期間満了日　平成24年９月13日
さいたま家庭裁判所
平成２３年（家）第１１７０５号
東京都江東区大島４丁目１番６号1411
申立人　宇賀田桃代
本籍鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字春日４番地４、最後の住所鹿児島県大島郡古仁屋本町以下不詳
不在者　久永スミヱ
昭和18年１月12日生
公示催告期間満了日　平成24年９月10日
東京家庭裁判所

失踪宣告

平成２３年（家）第３８７号
本籍長野県埴科郡坂城町大字坂城1914番地、最後の所在中華人民共和国吉林省汪清県東光公社東光大隊三生産隊
今次戦争による生死不明者　柳沢順麿子
昭和９年５月２日生
平成24年２月14日戦時死亡宣告審判確定
長野家庭裁判所裁判所書記官
平成２３年（家）第３８８号
本籍長野県須坂市大字米持４番地８、最後の所在中華人民共和国遼寧省大連市
今次戦争による生死不明者　永田耕太郎
昭和19年４月27日生
平成24年２月14日戦時死亡宣告審判確定
長野家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２３年（家）第３２１１号
本籍埼玉県越谷市東大沢３丁目32番地21、失踪宣告確定時の本籍埼玉県戸田市下戸田２丁目９番地６、住所横浜市鶴見区東寺尾４―４―22ふれあい鶴見ホスピタル
失踪者　保戸田一夫
昭和10年４月８日生
平成24年２月８日失踪宣告取消審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成２３年（フ）第５２５号
静岡県沼津市高砂町12番地の８
債務者　有限会社佐藤政平商店
代表者代表取締役　佐藤梨惠子
１　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　瀬野　真志
４　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午後３時
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係